

告 示

埼玉県告示第五百六十号

平成二十七年埼玉県告示第十一号で公示した公共測量は、平成二十七年二月二十八日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司